

町内会ハンドブック

——「コミュニティって何だろう」——

平成30年7月

徳島市 市民協働課

目次

○コミュニティ

- 1 コミュニティとは？ ----- 1
- 2 コミュニティはなぜ必要？ ----- 1
- 3 コミュニティ活動とは？ ----- 1
- 4 コミュニティの組織づくり ----- 2

○町内会

- 1 町内会とは？ ----- 3
- 2 町内会の活動とは？ ----- 3
- 3 高齢社会における町内会の役割とは？ ----- 4
- 4 町内会の運営方法とは？ ----- 5
- 5 町内会の規約（会則）づくり ----- 6
 - 町内会会則（例） ----- 7
- 6 町内会の会議の進行について ----- 9
 - 町内会総会議事録（例） ----- 10
- 7 町内会の事業計画づくり ----- 11
- 8 町内会の収支予算書づくり ----- 12
- 9 町内会の広報紙づくり ----- 13
- 10 リーダーの役割とは？ ----- 14
- 11 住民が望んでいるまちづくり ----- 14
- 12 自主防災組織づくり ----- 15
 - 防災メモ ----- 16

○町内会と市

- 1 町内会と市の関係について ----- 17
- 2 集会所建設補助金について ----- 18
- 3 地縁による団体の認可について ----- 20
- 4 防犯灯新設等工事費助成について ----- 21
- 5 防犯灯電灯料金助成について ----- 22
- 6 一斉清掃の報償金について ----- 23
- 7 資源ゴミ回収の奨励金について ----- 25
- 8 出前環境教室について ----- 26
- 9 みちピカ（道路アドプト）事業について ----- 27
- 10 みち花ふれあい運動事業について ----- 28
- 11 パークアドプト事業について ----- 29

○町内会とコミュニティ

- 1 町内会とコミュニティの違いとは？ ----- 30
- 2 町内会に関する問い合わせ先 ----- 31
- 3 徳島市コミュニティ連絡協議会組織一覧 ----- 32

はじめに

人と人とのふれあいや連帯感が希薄化する現代社会では、コミュニティへの期待が高まっています。

徳島市でも、自主的な参加と人々の愛に支えられた生き生きとした地域社会の形成をめざし、住民の主体性・創造性・地域特性を生かした、地域住民交流の促進や情報の提供に努めるなど、コミュニティ活動のきっかけづくりを行っています。

コミュニティは、本来地域住民自らの知恵と力で育まれるものです。

それぞれの地域社会において、住民が互いの力を出し合い、長い年月をかけて熟成させていくコミュニティづくりにおいては、『町内会』が、その中で果たす役割は大きく、コミュニティづくりの中心的な担い手のひとつであるとも言えるでしょう。

このハンドブックは、町内会を運営していくうえで、いくらかでも参考になればと願って作成したものです。ごく一般的で普遍的なスタイルを参考に集約したもので内容も十分とは申せませんが、少しでもお役に立てれば幸いです。

コミュニティ

1 コミュニティとは？

「コミュニティ」という言葉が、わたしたちの日常生活に関連して使われるようになっていきます。

この言葉は外来語で、ぴったりした日本語訳はつけにくいのですが、一般的には「近隣社会」とか「地域社会」などと訳されています。

つまりコミュニティとは、住まいを中心として生活環境を同じくする人びとが、単にそこに住んでいるというだけでなく、地区、地域の共通の問題に積極的に取り組み、お互いに共同して住みよい社会をつくっていかこうとするための場です。

2 コミュニティはなぜ必要？

現在のように社会が発展し、複雑になってきますと、生活様式や社会意識の変化にともない、わたしたちのまわりにいろいろな問題がでてきました。孤独、断絶、人間疎外などの問題や、自分たちの生活までも侵害されるような事例が増大してきたことはいなめない事実です。

いまこそ、わたしたちは人間の生きがいについて問いなおし、社会における人間関係、人間性の回復をはからなくてはなりません。

こうしたことについて地区、地域の人たちが話しあい、考え、お互いのふれあいのうちに生活環境をよくしていく場としてコミュニティが必要なのです。

3 コミュニティ活動とは？

コミュニティ活動は、そこに住んでいる人たちの自治活動です。また、それぞれのコミュニティの自然条件、生活環境なども違いますので、こうでなければならないという一定の形式はありません。

その第一は、みんなが気安く話し合いができる触れあいの場をもつことです。

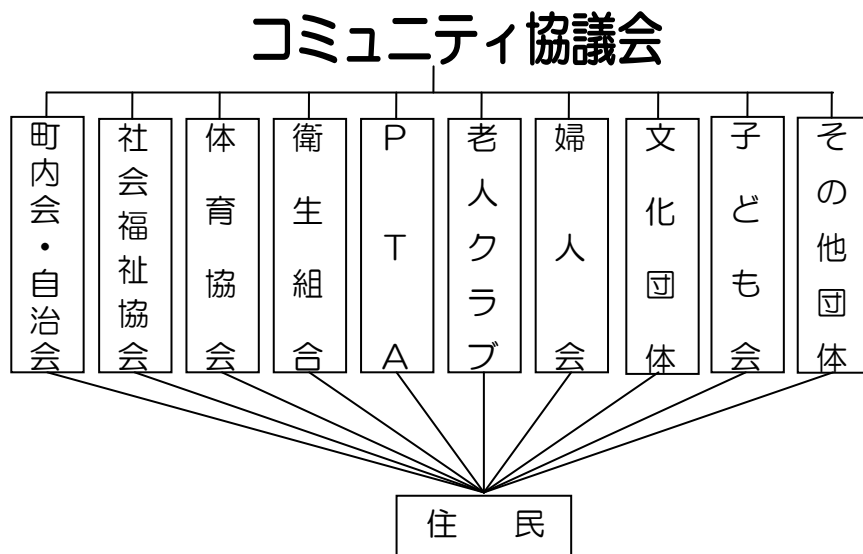
二つ目は、地区、地域の人たちが意見の疎通をはかって地域の課題について考え協力体制を築くことです。

三つ目は、地域で決まったことをみんなで力を合わせ実行に移していくことです。

4 コミュニティの組織づくり

コミュニティ活動が期待する成果をあげるためには、やはり組織づくりが大切です。

現在も、町内会、自治会、衛生組合、PTA、老人クラブ、婦人会、子ども会、文化団体、社会福祉協議会などの各種組織があり、それぞれの目的にそった活動が行われていますが、コミュニティ組織は、これらの部門別の活動を包括したものとして、互いに密接な連携を保ちながら、地区、地域ぐるみの組織（コミュニティ協議会）で活動を行っています。



※構成団体は一例です。

町内会

1 町内会とは？

町内会は民間の任意団体で、一定の区域の中で世帯を単位として構成されています。町内会の目的は、「地域社会に住む人々が良い環境のもとで、充実した生活ができるように共同の力で努力する」ことで、小規模な『住民自治団体』であるとも言えます。特色は、何ら命令を受けることもなく自主的な活動ができることで、活動を大まかに分けると次の3つに整理されます。

1. 地域社会の充実のための活動
2. 地域問題・生活課題解決のための活動
3. 他の地域内団体との連携や組織の運営に参加する活動

2 町内会の活動とは？

町内会・自治会の活動、一般的に次のように整理できます。

- ①親睦団体としての活動 : 住民相互の連絡、ｽｰｯ、ｸﾘｰﾝｯ、文化祭、祭礼、慶弔
- ②相互援助団体活動 : 防災、防火、防犯、交通安全
- ③生活環境をよくする活動 : 下水、街路灯、道路、ごみ、集会施設管理、地区清掃
- ④行政との窓口的な活動 : 行政への陳情・要望、各種行政連絡の伝達、募金
- ⑤町内の統合・対外的代表活動

以上のような活動は、町内会・自治会の日常の行事や問題に応じて取り組まれています。

3 高齢社会における町内会の役割とは？

高齢社会における地域生活をどう設計していくかという課題があります。

高齢者の生活圏で備えられるべき生活条件とは、次のとおりです。

1. 生活圏で買い物ができること
2. 医療・福祉施設の整備
3. 高齢者の交流拠点の整備
4. 生活環境の整備
5. 行政出先窓口の整備
6. 就業の場の整備

高齢社会の町内会・自治会の役割は、この生活圏イメージを具体化するための条件整備を地域的に担うとともに、高齢社会を充実するための活動を拡充することです。

高齢社会を充実するための町内会・自治会で取り組む活動例としては、

- ①高齢者給食サービス
- ②集まる場の設置
- ③相互支え合い
- ④危険箇所の点検
- ⑤家庭訪問
- ⑥ネットワーク化

などで、それぞれの地域特性に応じ実施していく必要があります。

4 町内会の運営方法とは？

運営方法・・・ 町内会はあくまでそこに住む住民が主体的活動をする組織であり、その活動は会員の「合意によるもの」でなければなりません。したがって運営方法は、総会や臨時総会などでより多くの会員の意見を取り入れる必要があります。

会則の制定・・・ 規約（会則）は、地域におけるまちづくりのための自主的なルールとしての意味を持っており、会員の納得いく内容が定められている必要があります。

問題、意見・・・ 地域で生活していくうえで抱えている問題や意見は、みんなの問題として考えていく必要があります。多くの会員の意見や考え方を聞き、対策等を決めておくことが町内会の基本です。

役員の選出・・・ 役員の選出方法については、互選や選挙制などいろいろありますが、民主的で会員の意見が反映できるような方法を規約に定めておきましょう。

その他・・・ 前年度の事業報告や会計報告は会員に周知する必要があります。新年度の総会において報告し、その年の運営に役立てましょう。その他、新年度の事業計画や収支予算は総会で決定しましょう。

5 町内会の規約（会則）づくり

第1章 【総 則】

第1条 名称及び事務所

第2章 【目的及び事業】

第2条 目的

第3条 事業

第4条 組織

第3章 【役 員】

第5条 役員

第6条 任務

第7条 任期

第8条 顧問

第4章 【会 議】

第9条 会議

第10条 総会

第11条 委員会

第12条 専門部会

第5章 【会 計】

第13条 会計年度

第14条 収入

第15条 会費

第16条 支出

第17条 監査と報告

～附 則～

以上が、規約の標準的な項目となります。

町内会が民主的な住民組織となるためには、まず「全員の意思に基づいて規約が制定され、その中に住民の意思を反映するような総会が確立されていること」が必要です。

すなわち、町内会の主体的、自主的な活動を保障するには民主的な手続きによって規約が制定され、それに基づいて住民全員あるいはその代表者からなる総会が開催され、総会において住民全体の意思決定がなされなければなりません。

〇〇町内会会則（例）

第1章 総 則

第1条 この会は、〇〇町内会と称し、事務所を〇〇〇に置く。

第2条 この会は、〇〇地域の居住者をもって組織する。

第3条 この会は、町民相互の親睦と融和を図り、町民の福祉増進と町の発展を期することを目的とする。

第2章 事 業

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 共通問題の情報交換及び連絡協調に関すること。
- (2) 地域住民の防犯、青少年の健全育成、福祉、保健衛生、体育大会などに関すること。
- (3) その他、この会の目的を達成するための必要な事業。

第3章 役 員

第5条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長〇名、会計〇名、班長〇名、会計監査〇名

第6条 会長はこの会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこの職務を代行する。
- 3 会計はこの会の出納事務を処理する。
- 4 班長は班内を掌握し、班内の事務を処理する。

第7条 役員任期は〇カ年とし、総会において互選する。但し、再任は妨げない。

第4章 会 議

第8条 この会の会議は総会及び役員会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

第9条 定時総会は年1回〇月に開催する。

- 2 臨時総会は役員3分の1以上より請求があったときまたは、会長が必要と認めるときに会長が招集する。
- 3 総会において、次の事項を審議する。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 役員改選
 - (3) 予算、決算、事業計画及び事業報告
 - (4) その他会長が認めた事項

第10条 会議は町内会員の〇〇の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数の賛成により議決する。但し、出席できない者は、委任状により出席とみなす。

第11条 役員会は会長以下全役員をもって構成し、必要に応じ会長が招集する。

第5章 会 計

第12条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

第13条 この会に必要な経費は、会費その他の収入をもってあてる。

第14条 この会の会費は、1世帯月額〇〇〇円とする。

2 会費は各班において徴収し、班長がまとめて毎月〇〇日までに会計に納入するものとする。

第15条 この会の会計帳簿、領収書等の保存年限は5年とする。

第6章 支 出

第16条 支出については、防犯灯設置・維持費、事務費、衛生費等にあてる。

2 会員家の不幸見舞い金は3,000円とする。返礼は一切行わないものとする。

3 退会者のその理由の如何にかかわらず、会費の払い戻しはしない。

第7章 行 事

第17条 原則として、偶数月第〇日曜日を町内清掃日とし、道路、側溝等の清掃を行う。但し、雨天の場合は、次の日曜日とする。

附 則

この会則は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

ここに示した会則は、あくまでも参考です。
地域の実態にあったものをつくりましょう。

6 町内会の会議の進行について

まず、会議の準備として、通知は10日前から15日前位に出すのが良いでしょう。何の目的で、いつ、どこで、誰が、を簡潔に記しておきましょう。

開会にあたって、司会、書記、助言者の役割分担を明確にしておきます。

- 司会者の役割 ①話を上手に引き出すこと
②話をみんなに理解させること
③話をよく聞くこと
④話をまとめること

- 書記の役割 ①話し合いの内容を記録すること
②反省事項を記録すること

- 助言者の役割 ①発言内容について必要な助言をすること
②話し合いの進行について必要な助言をすること

話し手は、「短時間で・少ない労力で・正しい内容を・わかりやすく」の心得を守りましょう。また、テレビやパソコンなど映像を利用することにより、会議を効果的に進行することができます。

〇〇町内会総会議事録（例）

日 時 平成〇〇年〇月〇〇日
場 所 徳島市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇集会所
会 員 数 〇〇〇名
出席総数 〇〇〇名（委任状〇〇名）このうち議決権〇〇〇名

上記のとおり出席があったので、町内会長〇〇〇〇が総会を開催することを宣し、議長には〇〇〇〇が満場一致で選任され、次の日程で議事を進行した。
（開会：午後〇時〇〇分）

議長は議事に入る前に、議事録署名人2名の選任について諮ったところ、議長一任の発言により、〇〇〇〇と〇〇〇〇の2名を指名した。

第1号議案「会則について」

議長は、会則制定の経緯と原案を説明し、賛否を諮ったところ全員異議なく原案どおり可決した。

第2号議案「役員の変更について」

議長は、役員を選出を諮ったところ、議長に一任した。

議長は、副会長に〇〇〇〇、〇〇〇〇

会計に〇〇〇〇を選任し、満場一致で可決した。

第3号議案「前年度の事業報告及び収支決算について」

議長は、前年度の事業報告及び収支決算を報告し、賛否を諮ったところ全員異議なく可決した。

第4号議案「今年度の事業計画案及び収支予算案について」

議長は、今年度の事業計画案及び収支予算案を報告し、賛否を諮ったところ全員異議なく可決した。

以上をもって本総会の議案全部を終了したので、議長は閉会を宣した。

（閉会：午後〇時〇〇分）

上記議事を明確にするため議事録を作成し、議長及び議事録署名人が次のとおり署名押印する。

平成〇〇年〇月〇〇日

徳島市〇〇町〇丁目〇番地

〇〇〇〇町内会

議 長 〇〇〇〇 印

署名人 〇〇〇〇 印

署名人 〇〇〇〇 印

7 町内会の事業計画づくり

事業計画（例）

◇4月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・総会及び役員事務引き継ぎについて 〈総会〉 <ul style="list-style-type: none">・〇〇年度決算及び事業報告について・△△年度予算及び事業計画について・新年度町内会役員の選出について・その他	◇9月 〈敬老会〉
◇5月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・町内一斉清掃について 〈町内一斉清掃〉	◇10月 〈〇〇校区運動会〉
◇6月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・町内レクリエーションについて・夏祭り行事について	◇11月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・年末交通安全運動について・歳末助け合い運動について
◇8月 〈町内レクリエーション〉 〈夏祭り〉 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・敬老会について・〇〇校区運動会について	◇12月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・年末反省会
	◇3月 〈役員会〉 <ul style="list-style-type: none">・△△年度決算及び事業報告について・☆☆年度予算及び事業計画について・町内会運営について 〈会計監査〉 〈反省会〉

以上が、標準的な事業計画になりますが、あくまでも例ですのでそれぞれの町内会で個々にその特色を生かし、みんなで考えていきましょう。

8 町内会の収支予算書づくり

〇〇町内会収支予算書（例）

平成△△年4月1日～3月31日

《収入の部》

（単位：円）

科 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
前年度繰越金	〇〇〇〇〇	☆〇〇〇〇	
町 内 会 費	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇円×〇〇〇世帯
一斉清掃報償金	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇円×〇〇〇人
防犯灯助成金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
寄 付 金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
雑 収 入	〇〇〇	〇〇〇	預金利子
合 計	★〇〇〇〇〇	■〇〇〇〇〇	

《支出の部》

科 目	前年度決算額	本年度予算額	説 明
会 議 費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	総会、役員会ほか
町 内 行 事 費	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	夏祭り、敬老会ほか
町 内 交 際 費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	香典、会議交通費ほか
事務消耗品費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	印刷代ほか
保 健 衛 生 費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	消毒薬ほか
町内会連合会分担金	〇〇〇〇	〇〇〇〇	△△町内会連合会分担金
広 報 費	〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇	町内会報（年〇回）
予 備 費	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
次年度繰越金	☆〇〇〇〇	〇	
合 計	★〇〇〇〇〇	■〇〇〇〇〇	

★■：前年度決算額と本年度予算額の収入・支出それぞれの合計は一致します。

☆：前年度決算額の次年度繰越金と本年度予算額の前年度繰越金は一致します。

町内会の役員は、地域の代表としていろいろな関係団体の会合に出席することが多く、その会費や分担金、交通費などが必要になります。こうした経費については、町内交際費または交通費として予算に計上している町内会もあります。

金額を支出した時は必ず領収書を受け取りましょう。（この場合、町内交際費や事務消耗品費など内訳を書いておくと、後で整理する時に便利です。）

9 町内会の広報紙づくり

町内会・自治会が行う広報活動の役割は、住民が生活の場の変化や地域問題に関する情報を得ることにより、地域についての理解を深めることにあります。

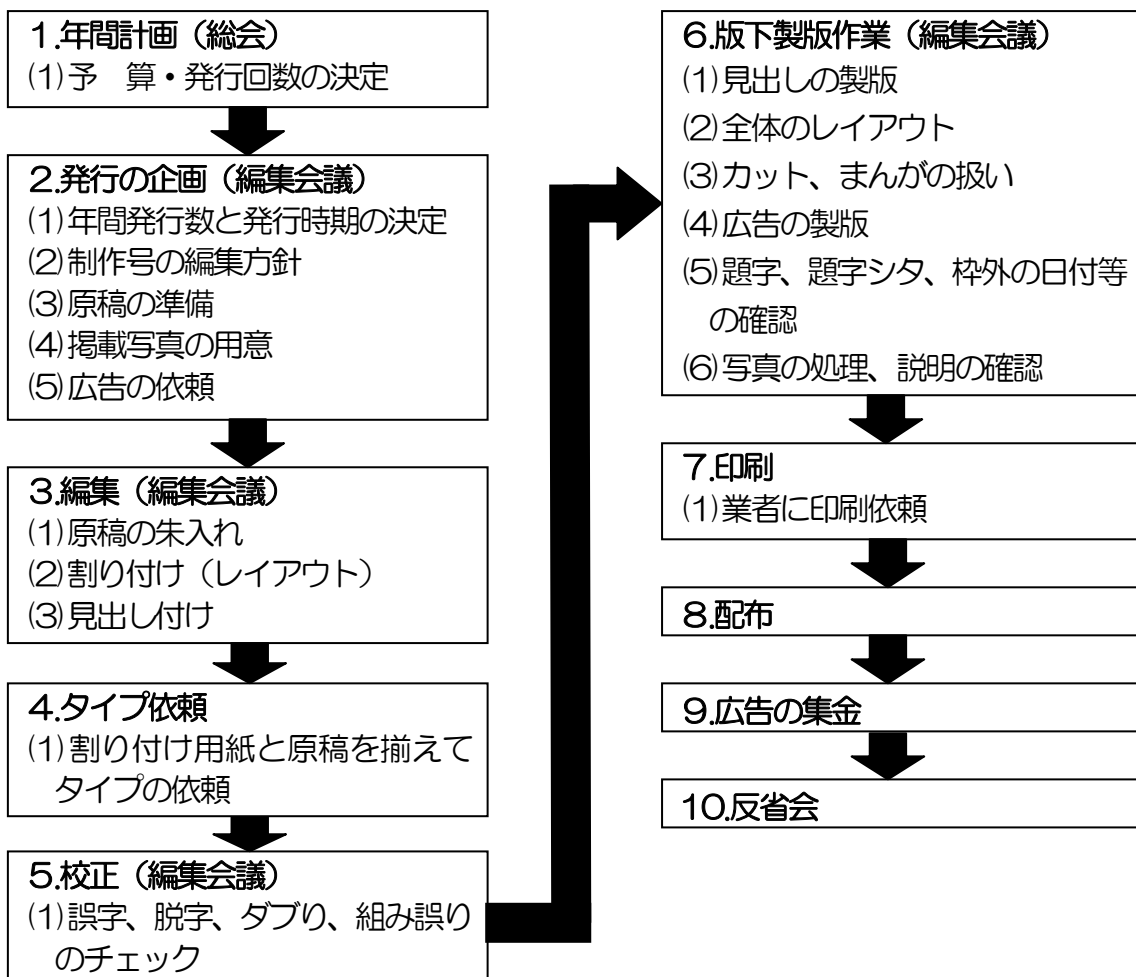
広報活動が定期的に行われることは、町内会・自治会の活動目的や内容が各戸に伝わり、活動への参加意欲を高め、住民同士のつながり（連帯感）を強めます。

広報紙を通して住民に伝えていくべき地域情報とは、

- 1.住民の生活上の要求に応じた情報を提供すること
(住民の健康に関する疾病予防のための基礎知識や、バザーのお知らせなど)
- 2.行政情報の活用
(飼い犬の注射日、地域集団検診日、道路工事に伴う交通規制など)

以上のように広報活動は、豊かで住みよいまちを作り上げていくために必要な情報を、住民同士が共有するために行うのです。

－ 広報紙の発行過程 －



10 リーダーの役割とは？

町内会・自治会の活動をすすめていくためにはリーダーの役割が大きく、現在、情報化や地域社会の変化が進むなか、地域で信頼があるということを第一に、地域の情報に明るく、みんなのために正しい考えのもとに行動するということが必要です。

地域では、新居住者と旧住民との間の意思疎通の問題など、古くて新しい運営上の課題もあります。お互いの考えを分かり合い、何を地域の共通の課題として取り組むかという地域情報の共有など、お互いの間を埋めるための工夫が、リーダーの役割となっています。

11 住民が望んでいるまちづくり

子供から老人までの活動の場を豊かに

《子供たちの知力・体力を健やかに育てる》

- ・子供の施設がほしい
- ・遊び場の増設
- ・道路交通にも子供たちの安全を

《集会所と医療施設は身近なところに》

- ・身近なところに医療施設がほしい
- ・近いところに集会所がほしい
- ・老後の充実した生活を確立する

《散歩道・サイクリング道路造りとスポーツ施設の充実を》

- ・スポーツをするところがない
- ・サイクリングに親しめる道路造りを
- ・色々な施設がほしい

家のまわりの生活環境を良くする

- ・住宅サービス施設がほしい
- ・防火設備の充実
- ・ゴミ捨て場の確立
- ・公害対策
- ・排水の流れを良くしてほしい
- ・郵便ポストの設置
- ・交通の便を良くしてほしい
- ・自宅前の道路舗装

災害から守る

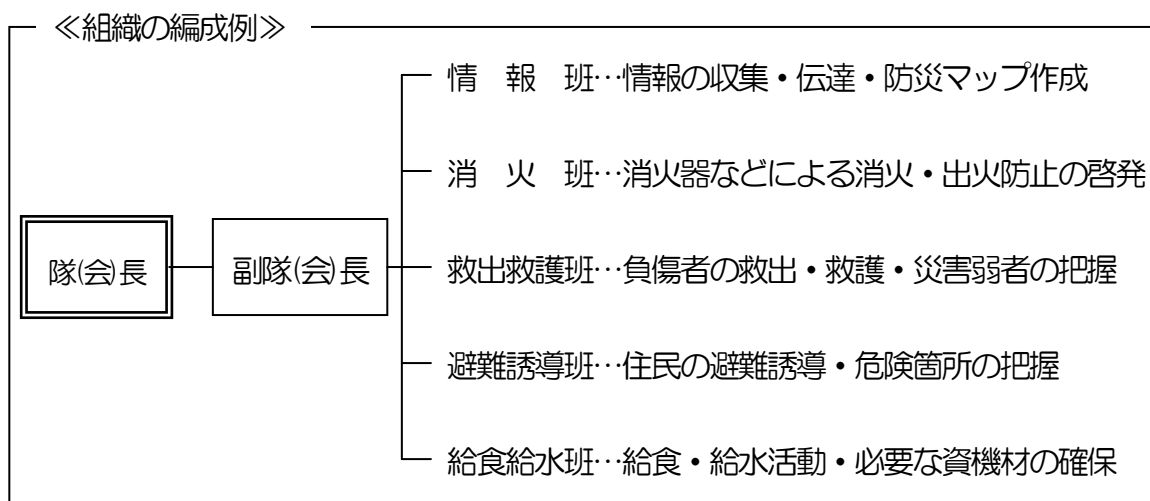
- ・避難場所
- ・消防署の設置
- ・水害に万全を期す

歩行者も車も気持ちよく通れる道路づくり

- ・バス停周辺を安全に
- ・自動車が多すぎて危険
- ・歩行者の安全施設の設置

12 自主防災組織づくり

いざというとき、小グループや個人個人がバラバラに防災活動をして、地域全体としての効果は期待できません。組織の力を最大限に発揮できる体制を整えるには、自主防災組織づくりが不可欠です。自主防災組織は、まちぐるみで行う防災活動の拠点となるもので、町内会・自治会などの単位で、住民が自発的に結成することが望まれます。「私たちの町は私たちが守る。」という隣保協同の考えのもと、協力し合って、災害に負けない町づくりを進めていきましょう。



- 《防災計画の例》：定めておきたい項目
- | | |
|---------------|----------|
| 1. 組織の編成と任務分担 | 6. 救出・救護 |
| 2. 防災知識の普及 | 7. 避難誘導 |
| 3. 防災訓練の実施 | 8. 給食・給水 |
| 4. 情報の収集伝達 | 9. 防災資機材 |
| 5. 出火防止・初期消火 | |

お問い合わせ
徳島市役所 防災対策課
621-5527

— 日頃から準備したい家庭内備蓄と非常持出品 —

1 家庭内備蓄

●備蓄を普段の生活に取り込む

国では家庭内備蓄は1週間分以上と推奨しています。賞味期限などがあるため1週間分以上の備蓄をすることは難しいと思われがちですが、普段の生活の中で備蓄食品を利用しながら不足を買い足し、備蓄量を維持するという考え方があります。

この考え方をローリングストックといい、備蓄を無理なく行うための方法です。

ローリングストックの考え方

- ①備蓄する食品を普段買う量より多めに買いながら、徐々に1週間分以上の量を揃える。
- ②賞味期限が近い物を普段の生活で消費する。
- ③不足した物を買います。

●ローリングストックのポイント

- ・備蓄食品は栄養のバランスを考えて揃えるようにしましょう。
- ・賞味期限が分かるようなシールを目立つところに貼っておきましょう。
- ・棚などにしまうのではなく、普段使用する食料と同じ場所に置きましょう。
(見える場所に置くことで、普段から使用しやすくなります)

●食べることも訓練

災害時、不安の広がる中でも馴染みのある食べ物を口にすると落ち着きます。事前に備蓄食品を食べておくことで、調理法や好みの味がわかり、次の補充する時の参考になります。

2 非常持出品

非常持出品は、避難時にすぐに持ち出すためのもので、非常持出袋（両手がつかえる）などに入れて、目につくところに備えておきましょう。

- ・非常時の持出品は、家族構成を考えて必要なものを用意しておきましょう。
- ・必要最低限のものにし、持ち運びできるか確認しておきましょう。

非常食、飲料水、貴重品（現金など）、身分証明書のコピー、携帯ラジオ、懐中電灯、雨具、ティッシュ、タオル、笛、医療品 など

※乳幼児や妊婦、アレルギーのある家族がいる家庭の方は、必要に応じた持ち出し品を備えておきましょう。

町内会と市

1 町内会と市の関係について

町内会が全国一律に組織されるようになったのは、1940年のことでその後一時期、行政と町内会のなれあいの関係の進行した時期もありましたが、現在、町内会は「地域の方々がその地域に根ざした自主的な活動を行う団体」と位置づけており、市の下請け機関ではありません。

現在、市が町内会に援助しているものは「集会所建設補助」「防犯灯新設等工事費助成」等の補助金・助成金があります。また、環境月間における一斉清掃の時には、汚泥の搬出等を行い、報償金を支払っています。

住みよい町づくりをすすめていくためには、市と町内会が役割を分担しながら協力していくことが必要です。

2 集会所建設補助金について

町内会で集会所を建てる場合、また、集会所の100万円以上の改修工事を実施する場合など、その経費について補助金が受けられる制度があります。

<対象となる工事>

集会所の新築工事、増築工事、改築工事、改修工事又は浄化槽設置工事

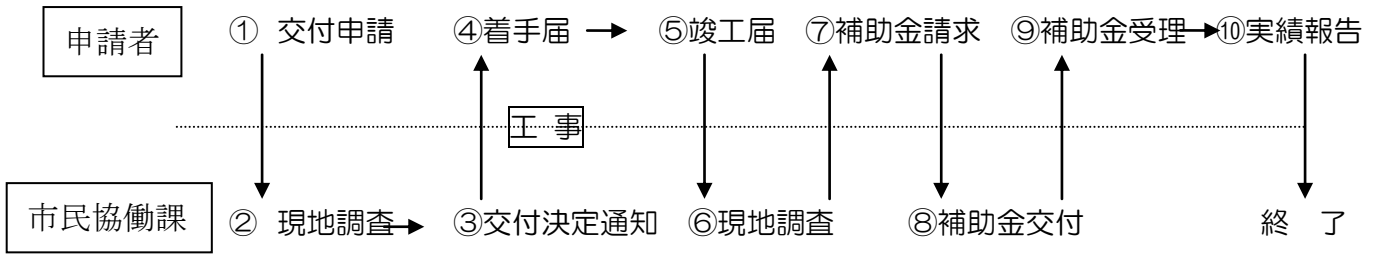
<補助金の額>

- ・ 新築、増築又は改築における補助金の額は、対象経費の2分の1で算出した額又は、集会所の床面積1平方メートル当たり5万7千円で算出した額のいずれか少ない方とし、限度額は270万円（増築に係る分にあつては、270万円から既に建築時に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を限度）。
- ・ 改修における補助金の額は、対象経費の2分の1の額とし、限度額は270万円。

<補助の条件>

- ① 設置場所は、原則として設置団体（町内会）単位
- ② 隣接する集会所からおおむね500メートル以上離れた位置であること。（新築工事の場合）
- ③ 設置団体の対象戸数が30戸以上であること。
- ④ 集会所の床面積が33㎡以上であること。（新築工事、改築工事の場合）
- ⑤ 設置団体において用地に関する権限を有すること。
- ⑥ 補助金の交付を受けようとする年度内に完成するものであること。
- ⑦ 対象経費が100万円以上（改修工事の場合）
- ⑧ 浄化槽補助金要綱第3条に規定する補助金の交付の対象となる地域であること（浄化槽設置工事の場合）
- ⑨ 集会所の新築等の工事について、地元住民の合意が得られていること。
- ⑩ その他「徳島市集会所建設補助金交付要綱」に該当すること。

<申請の手続き>



お問い合わせ
徳島市役所 市民協働課
621-5510

3 地縁による団体の認可について

<経緯>

従来、町内会等の団体が保有する不動産（土地、集会所等）については、個人名義でしか登記ができず、相続の際に、その所有権について争いが生じることや、共有者が多数の場合にはその名義変更に手間がかかる等の問題がありました。

そこで、これらの問題を解消するために、地縁による団体として認可された（法人格を取得した）場合に、町内会等団体名義での登記ができるようになりました（地方自治法第260条の2）。市では、この認可を行っています。

<認可要件（地方自治法第260条の2第2項）>

- ①その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。
- ②その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
- ③その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。
- ④規約（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格・代表者・会議・資産に関する事項）を定めていること。

<必要書類（団体の代表者が市長宛に提出）>

- ①申請書（所定の様式）
- ②規約（目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格・代表者・会議・資産に関する事項）
- ③認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- ④構成員の名簿（構成員全員）
- ⑤保有資産及び保有予定資産目録（所定の様式）
- ⑥地域的な共同活動を行っていることを記載した書類（一斉清掃や集会所の維持管理等の地域的共同活動の証しとして、前年度の活動報告書など）
- ⑦申請者が代表者であることを証する書類

お問い合わせ 徳島市役所 市民協働課 621-5510

4 防犯灯新設等工事費助成について

夜間における犯罪の防止と、通行の安全及び地域の環境整備を図ると共に、町内会等の負担の軽減を図るため、町内会等がLED防犯灯を新設又は機種変更する場合に、一部設置費の助成が受けられる制度があります。

<助成の要件>

新設のとき（四国電力㈱等と新たに公衆街路灯契約を行うLED防犯灯を設置するもの）

- ① 公道（通行制限がなく、不特定多数の人が通行する私道を含む。駐車場・敷地内通路は助成対象外です。）を照明するLED灯であること。
- ② 既存の電柱又は新たに敷設する防犯灯用小柱により設置すること。なお、設置場所付近の住民・関係者の同意が得られていること。
- ③ 電柱等又は防犯灯用小柱1本につき1灯とし、規格については電力会社申請入力容量10VA以下を標準とするLED灯で、自動点滅器付きで夜間継続して点灯すること。
- ④ 防犯灯設置後の電灯料金及び防犯灯器具・管球の交換修理代等防犯灯の維持管理に要する経費は、設置者において負担するものであること。

なお、新設工事費助成を受けた翌年度から、別途申請により電灯料金助成制度があります。

機種変更のとき（徳島市防犯灯電灯料金助成要綱第2条の助成対象に該当するもの）

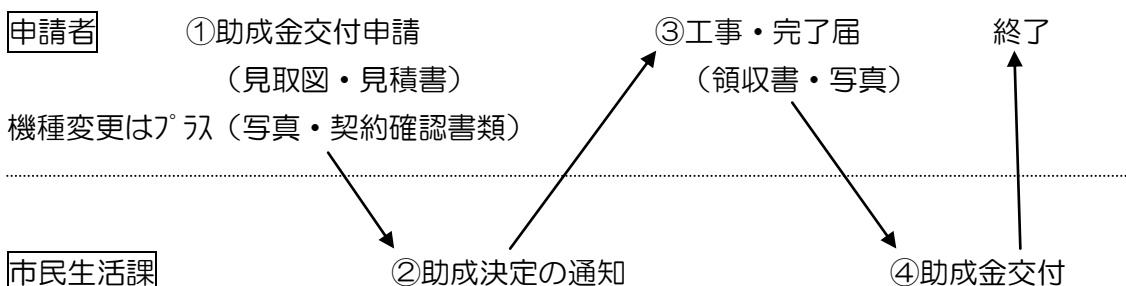
- ① 四国電力㈱等と公衆街路灯契約をしている、既存の白熱灯・蛍光灯・水銀灯などからLED防犯灯への付替であること。LED灯管球のみの交換及び設置場所の移動は助成対象外です。

<助成金の額（新設及び機種変更共通）>

- ① 電柱等に設置する場合：20,000円以内
- ② 防犯灯用小柱に設置する場合：30,000円以内

1年度に2灯まで（新設しようとする年度の5月1日から、市が指定する日まで）申請できます。

<申請の手続き>



お問い合わせ
徳島市役所 市民生活課
621-5145

5 防犯灯電灯料金助成について

町内会等が防犯灯を維持管理する場合に限り、電灯料金の助成が受けられる制度があります。

<助成の要件>

- ① 町内会等が維持管理する防犯灯で、広告・看板の掲示がないこと。
- ② 白熱灯、蛍光灯、水銀灯又はLED灯で、夜間継続して点灯されていること。
- ③ 公道（通行制限がなく、不特定多数の人が通行できる私道を含む。）を照明するものであること。駐車場・敷地内通路等を照明するものは助成対象外です。
- ④ 既存の電柱又は防犯灯用小柱に設置されていること。
- ⑤ 助成対象年度の4月1日に現存していること。（市への防犯灯登録が必要）
4月2日以降に新設した防犯灯は次年度から助成対象となります。
- ⑥ 「公衆街路灯」として四国電力株と契約され、電灯料金を支払っている防犯灯であること。

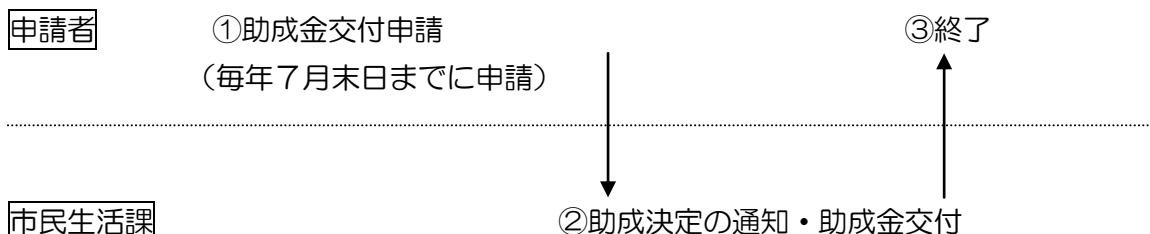
<助成金の額>

四国電力株の電灯料金（燃料調整による料金増額分は助成対象外）を基準額として、予算の範囲内で市が独自に計算しますので、実際に支払われた電灯料金と一致しません。

また、管球が40ワットを越える防犯灯については、電灯料金の内40ワット消費電力相当分が基準額の上限となります。

なお、いずれの基準額も、四国電力株の口座振替割引適用後の電灯料金とします。

<申請の手続き>



お問い合わせ
徳島市役所 市民生活課
621-5145

6 一斉清掃の報償金について

徳島市では、「住みよい美しい町づくり」をスローガンに、一斉清掃の実施期間を定めています。この運動は、快適な生活環境をつくり、市民の皆様とともに徳島市を住みよい町とするための運動です。この期間中の行事の一つとして、排水路を重点に道路側溝の「一斉清掃」を市民の皆様のご理解とご協力によって実施しています。

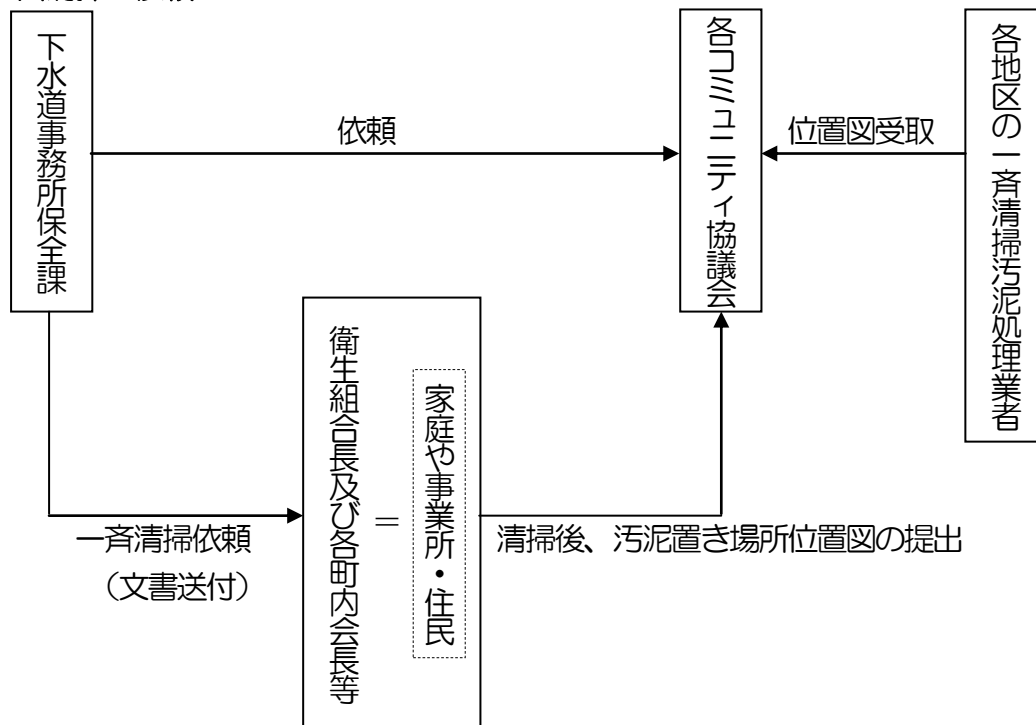
<実施日と実施地区>

期間中の日曜日に全地区で実施。

<留意事項>

- ①清掃により道路側溝及び排水路から引き揚げた汚泥とゴミとを区分してください。
- ②汚泥とゴミは通行の妨げにならない近所の空き地等に集めてください。
- ③汚泥とゴミの置き場所を位置図に記入し、各地区のコミュニティ協議会または、まちづくり協議会まで提出してください。
- ④汚泥等の収集については、少なくとも水切り期間1～2日をおいて収集します。
- ⑤当日は、一般家庭ゴミ・粗大ゴミ等及び農業用水路の汚泥等は収集できません。

<一斉清掃の依頼>



<報償金の額>

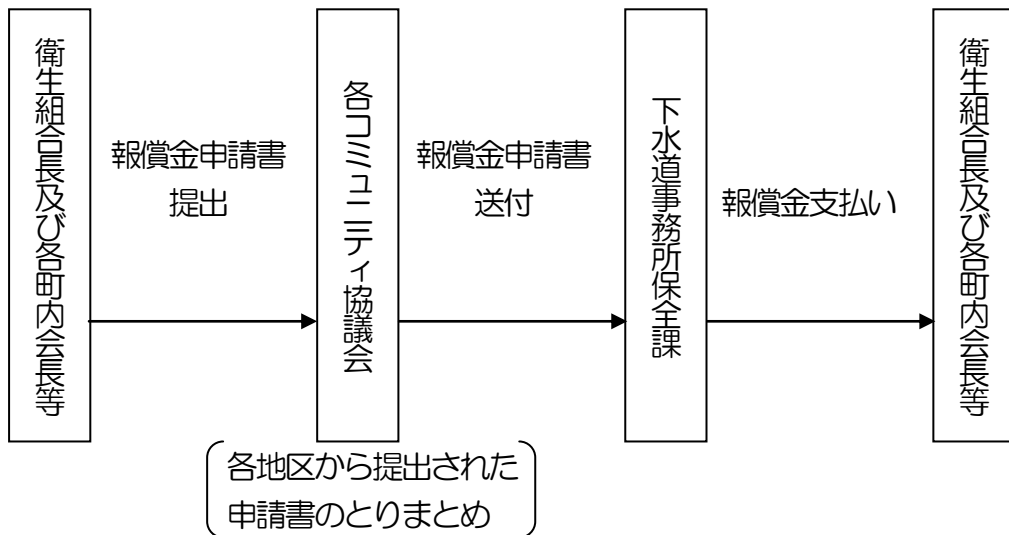
道路側溝及び排水路浚渫（しゅんせつ）作業に参加者1人につき、300円を交付します。

なお、次の場合、報償金は対象外で交付できません。

- ①市営、県営住宅等のみの浚渫（しゅんせつ） ※市道認定されていない側溝
- ②私有水路・私有道路側溝の浚渫（しゅんせつ）

<報償金支払いの手続き>

清掃作業終了後1カ月以内に、各地区のコミュニティ協議会で申請のとりまとめをしています。



お問い合わせ
徳島市役所
下水道事務所保全課 河川水路係
621-5309

7 資源ごみ回収の奨励金について

徳島市では、ごみは資源であるとの認識に立って、資源ごみの回収運動を積極的に進めています。

この運動は、町内会・子供会・衛生組合などのあらかじめ市に登録している地域団体が、新聞・雑誌・ダンボールなどの古紙類や布類、空き缶や空きビンなどの資源ごみを回収し、決められた回収業者に売却した場合に、売却代金とは別に、市から奨励金を支払う制度です。

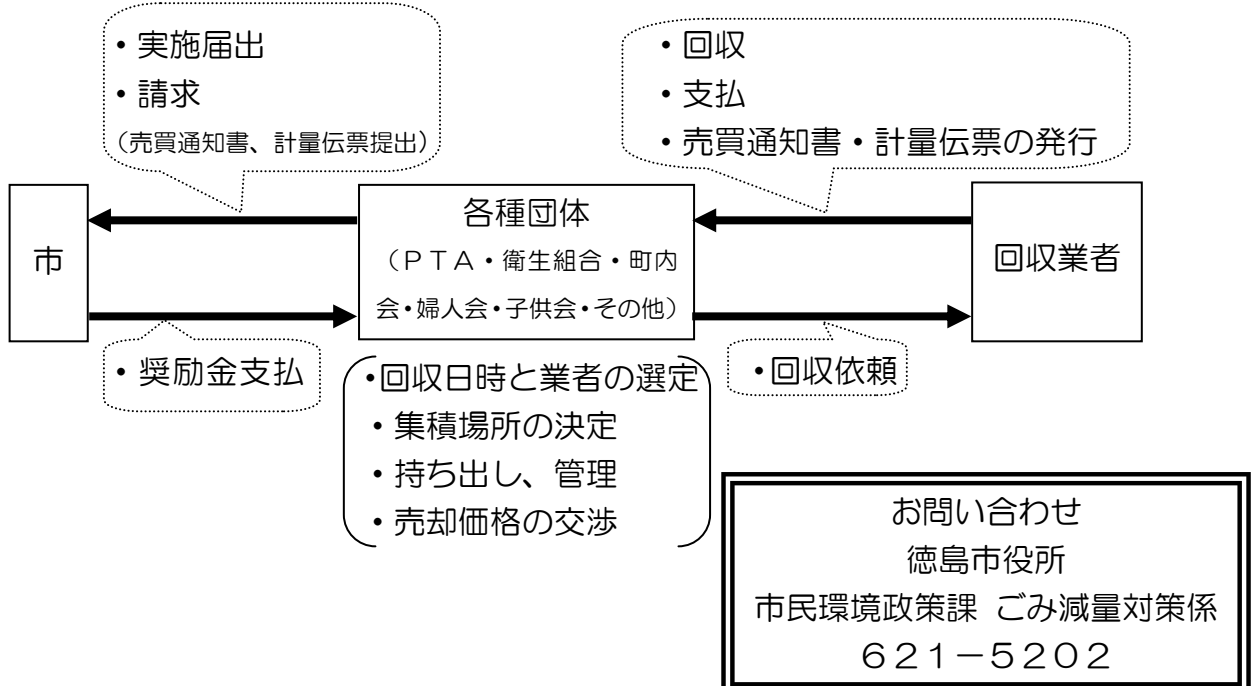
<奨励金の額>

- ①古紙類：1kg 当たり5円
- ②布類：1kg 当たり10円
- ③金属類・ペットボトル：1kg 当たり6円
- ④ビン：1本1円
- ⑤ガラスくず：ドラム缶1杯分300円
- ⑥廃食用油：1kg 当たり20円

<これから回収運動を始めようとする方へ>

- ①市民環境政策課で資源ごみ回収団体として登録を受ける。
- ②資源ごみの回収をして市の指定業者へ売却した時は、必ず売買通知書と計量伝票を受け取る。
- ③市民環境政策課に売買通知書と計量伝票を提出し、奨励金を受け取る。

<資源ごみの回収のしくみ>



8 出前環境教室について

徳島市では、環境問題についてもっと知りたいという市民の方を対象に「出前環境教室」を開催しています。

市民の方から申込みがあれば、講師を派遣し、体験などを交えながら環境問題について分かりやすく解説し、一緒に考えます。

講 師：徳島市職員・徳島市環境リーダーなど

※徳島市環境リーダーとは：日常生活で、自ら環境保全の取組を実践するとともに、自発的に周りの人に対して環境保全の取組を普及、啓発するために、徳島市に登録手続きを行った市民です。

講習内容：水環境、自然環境、地球環境、環境保全活動など
(例えば、身近な川の水質調査・省エネの取組・リサイクル手芸など)

講習時間：1つの教室につき、約30分から1時間程度

申込方法：徳島市ホームページの「出前環境教室申込書」にご記入のうえ、FAXまたは電子メールで環境保全課へお送りください。(申し込みは、遅くとも希望する日の3週間前までにお願いします。)

そ の 他：参加者の募集、会場の手配など、教室開催の準備は、原則として申込者に行っていただきます。講師の手配、当日配布物の準備は環境保全課が行いますが、内容によっては、材料費が必要になる場合があります。

内容や時間などは、ご希望に合わせて調整することも可能です。お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ
徳島市役所
環境保全課
621-5213

9 みちピカ（道路アドプト）事業について

徳島市では、道路の環境美化や道路への愛護意識の高揚を図り、利用者のマナー向上を啓発する目的から、「みちピカ事業」を実施しています。

この活動は、町内会などの地域住民団体や企業、学校などの団体及びボランティア団体などが、徳島市が管理する道路の清掃活動（清掃・草刈り）を行うもので、徳島市がその活動について支援しています。

<活動できる道路>

連続して200m以上の延長をもつ、徳島市道路維持課の管理する道路が対象です。歩道付きの道路が原則ですが、条件によっては、歩道がない道路でも活動できる場合があります。

<活動内容>

清掃及び除草（草刈り）活動をボランティア活動として年4回以上行っていただきます。なお、集めたゴミに関しては、徳島市の分別方法に従って分別していただきます。

また、活動内容を表示するものとして、団体名、事業名などを記載した表示板を道路構造物に設置することができます。

<支援の内容>

清掃用具（軍手・タオル及びゴミ袋）などの支給、傷害保険・賠償保険への加入費用の負担、集めて搬入していただいたゴミの処理（無料搬入券の交付）について支援します。

<活動に参加するには>

まずは、事前に道路維持課にお問い合わせください。参加のための手続としては、必要書類を提出のうえ、活動計画などについて協議します。その後、活動団体として認定し、活動を開始していただきます。

お問い合わせ
徳島市役所
道路維持課 管理係
621-5338

10 みち花ふれあい運動事業について

徳島市では、道路環境の向上とともに、道路への愛護意識の高揚を図ることを目的として、町内会や企業、またボランティア団体などが参加することができる「みち花ふれあい運動事業」を実施し、その活動について支援しています。

<活動内容及び場所>

徳島市道路維持課が管理する道路沿いの花壇や利用されていない道路用地において、草花などの植栽や、年間を通して維持管理をしていただきます。

なお、活動場所については、事前に徳島市と協議のうえ、決定します。

<支援の内容>

1団体について年間50,000円を限度とした花苗などの現物支給、また参加者への傷害保険・賠償保険の加入費用の負担について支援します。

<活動に参加するには>

まずは、事前に道路維持課にお問い合わせください。

参加のための手続としては、必要書類を提出のうえ、活動計画などについて協議します。その後、活動団体として認定し、活動を開始していただきます。

お問い合わせ
徳島市役所
道路維持課 管理係
621-5338

1 1 パークアドプト事業について

徳島市では、公園の美化意識や愛護心の向上、また市民協働のまちづくりを推進するため、公園のアドプト活動を行っていただく町内会などの地域住民団体や企業、学生の団体、またボランティア団体など 5 人以上の団体を募集し、その活動を支援する「パークアドプト事業」を実施しています。

<活動場所>

徳島市公園緑地課が管理及び指定管理者に委託管理している市内の公園・緑地が対象となります。

<活動内容>

施設の管理、清掃、除草、草花などの植え替え、種まき、水やりなどの活動を年 3 回以上行っていただきます。

<支援の内容>

活動内容を考慮して、活動に必要な清掃用具などの貸与、花苗の提供、参加団体を顕彰するパークアドプト表示板の設置をすることができます。また、参加者に係る傷害保険・賠償保険への加入費の負担について支援します。

<活動に参加するには>

まずは、事前に公園緑地課にご相談ください。

参加のための手続としては、まず必要書類を提出いただき、活動計画などについて協議します。

次に、活動内容と区域（公園の一部のみの活動も可）について徳島市と協定を結んだ後に、活動を開始していただきます。

お問い合わせ
徳島市役所
公園緑地課 企画担当
621-5301

町内会とコミュニティ

1 町内会とコミュニティの違いとは？

コミュニティという言葉は、自治省が昭和46年から使い始めたもので、一般的には「近隣社会」「地域社会」「地域共同体」等色々な言葉に訳されておりますが、適当な訳語（言葉）はありません。

国民生活審議会の報告で、コミュニティとは「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」とされています。

現在進められているコミュニティづくりは、その地域的範囲は地区単位であってみたり小学校区であってみたり、またその複合体（連合体）であってみたりとまちまちです。しかし、そのいずれにも共通している点はいくつかの町内会が含まれ、婦人会や老人会、PTAなどの団体も含まれていることです。

したがってコミュニティは、町内会と地域内の自治という点では性格的に一致しながら、より広域的な展開をするものといえます。

徳島市では、全ての地区にコミュニティ協議会があります。もちろん、町内会もコミュニティ協議会の一員になれるので、町内会を結成する時や、町内会に関するご質問については、別紙の（次ページからの）地区のコミュニティ協議会に連絡してみてください。

2 町内会に関するお問い合わせ

地区名	団体名	事務局住所	連絡先
沖洲	沖洲コミュニティ協議会	北沖洲三丁目4-7	664-7139
津田	津田コミュニティ協議会	津田町四丁目5-55	662-0599
加茂名	加茂名まちづくり協議会	庄町5丁目48-5	631-3481
加茂	加茂コミュニティ協議会	北田宮四丁目6-60	632-1024
八万	八万町各種団体連絡協議会	八万町内浜80-14	668-8191
勝占	勝占地区コミュニティ連合会	大原町中須17-2	663-1964
多家良	多家良地区連合協議会	多家良町小路地10	645-1109
不動	不動コミュニティ協議会	不動本町2丁目178-1	631-9649
入田	入田町まちづくり協議会	入田町春日121-1	644-2124
上八万	上八万コミュニティ連合協議会	下町本丁42	644-0014
川内	川内まちづくり協議会	川内町沖島260	665-1712
応神	応神町コミュニティ協議会	応神町吉成字西吉成91-5	641-4880
国府	国府コミュニティ協議会	国府町府中59-4	642-1993
新町	新町コミュニティ協議会	東山手町2丁目25	652-3472
西富田	西富田コミュニティ協議会	弓町1丁目17	652-8547
東富田	東富田コミュニティ協議会	中央通4丁目18	652-6785
昭和	昭和コミュニティ協議会	中昭和町3丁目81	622-0809
渭東	渭東コミュニティ協議会	福島二丁目4-24	652-2546
渭北	渭北街づくり協議会	北前川町2丁目7-3	652-7476
佐古	佐古コミュニティ協議会	佐古四番町7-1	652-3070
南井上	南井上コミュニティ協議会	国府町日開944-1	642-2773
北井上	北井上地区コミュニティ協議会	国府町西黒田字南傍示271	642-8139
内町	内町まちづくり協議会	幸町3丁目71-1	623-2347

3 徳島市コミュニティ連絡協議会組織一覧

地区名	団体名	事務局住所	連絡先
沖洲	沖洲コミュニティ協議会	北沖洲三丁目4-7	664-7139
津田	津田コミュニティ協議会	津田町四丁目5-55	662-0599
加茂名	加茂名まちづくり協議会	庄町5丁目48-5	631-3481
加茂	加茂コミュニティ協議会	北田宮四丁目6-60	632-1024
八万	八万町各種団体連絡協議会	八万町内浜80-14	668-8191
	八万中央コミュニティ推進協議会		
	八万コミュニティ推進協議会	八万町法花187-1	669-4110
勝占	勝占地区コミュニティ連合会	大原町中須17-2	663-1964
	勝占東部コミュニティ協議会		
	勝占中部コミュニティ協議会	勝占町中須76-2	669-5565
多家良	多家良地区連合協議会	多家良町小路地10	645-1109
	多家良中央コミュニティ協議会		
	丈六コミュニティ協議会	丈六町八万免14	645-2182
不動	不動コミュニティ協議会	不動本町2丁目178-1	631-9649
入田	入田町まちづくり協議会	入田町春日121-1	644-2124
上八万	上八万コミュニティ連合協議会	下町本丁42	644-0014
	上八万まちづくり協議会	上八万町樋口61	668-6392
	一宮下町町づくり推進協議会	一宮町東丁234-2	644-1521
川内	川内まちづくり協議会	川内町沖島260	665-1712
	川内南コミュニティ協議会		
応神	応神町コミュニティ協議会	応神町吉成字西吉成91-5	641-4880
国府	国府コミュニティ協議会	国府町府中59-4	642-1993
新町	新町コミュニティ協議会	東山手町2丁目25	652-3472
西富田	西富田コミュニティ協議会	弓町1丁目17	652-8547
東富田	東富田コミュニティ協議会	中央通4丁目18	652-6785
昭和	昭和コミュニティ協議会	中昭和町3丁目81	622-0809
渭東	渭東コミュニティ協議会	福島二丁目4-24	652-2546
	住吉・城東地区町づくり協議会	住吉四丁目4-25	656-6570
渭北	渭北街づくり協議会	北前川町2丁目7-3	652-7476
佐古	佐古コミュニティ協議会	佐古四番町7-1	652-3070
南井上	南井上コミュニティ協議会	国府町日開944-1	642-2773
北井上	北井上地区コミュニティ協議会	国府町西黒田字南傍示271	642-8139
内町	内町まちづくり協議会	幸町3丁目71-1	623-2347
徳島市コミュニティ連絡協議会事務局		幸町2丁目5市民協働課内	621-5510

編集・発行 徳島市 市民環境部 市民協働課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

T E L (088) 621-5510

F A X (088) 621-5511